電力供給に係る仕様書

（京都市東部文化会館　ほか５施設）

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

第１　総則

１　趣旨

本仕様書は、京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館、京都市右京ふれあい文化会館および京都市交響楽団練習場に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

２　用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

（１）需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館、京都市右京ふれあい文化会館および京都市交響楽団練習場をいう。

（２）供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「財団」という。）と電力供給契約を締結する電気事業法第２条第１項第３号に定義される小売電気事業者をいう。

（３）託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための供給者と需要施設の間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持し及び運用する電気事業法第２条第１項第９号に定義される一般送配電事業者のうちで、当該施設を自ら供給区域内とする一般送配電事業者をいう。

（４）電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。

（５）電気主任技術者とは、電気事業法第４３条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。

（６）監督員とは、京都市契約事務規則第３９条、財団契約事務取扱要領第９条に規定する職員をいい、この契約において会館の所属長をいう。

（７）検査員とは、京都市契約事務規則第４６条、財団契約事務取扱要領第９条に規定する職員をいい、この契約において会館の所属長をいう

第２　仕様概要

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は、次のとおりとする。

１　需要施設概要

（１）対象施設　　別紙１のとおり

（２）需要場所　　別紙１のとおり

（３）業種及び用途　　別紙１のとおり

（４）電気主任技術者　　電気保安業務委託業者

２　供給電力の仕様

（１）電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　標準電圧　　６，６００Ｖ

ウ　計量電圧　　６，６００Ｖ

エ　標準周波数　　６０Ｈｚ

オ　受電方式　　１回線受電

カ　発電設備　　別紙２のとおり

キ　蓄熱設備　　なし

ク　アンシラリーサービス料金対象容量　　なし

（２）契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力（その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

契約電力（常時電力）　　別紙１および別紙３～８のとおり

イ　予定使用電力量　　別紙１および別紙３～８のとおり

（令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時までの使用見込み。自家発電設備の定期検査時等の補給電力を含む。ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り又は下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については、次の各電力使用実績のとおりとする。）

ウ　各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量）

別紙１および別紙３～８のとおり

（３）需要地点

別紙１のとおり

（４）電気工作物の財産分界点

別紙１のとおり。

（５）保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じとする。ただし、取引用計量装置は、託送者の責任とする。

（６）計量日及び計量

計量日は、供給者との協議により予め定めた日によるものとする。

（７）代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

（８）料金制度

ア　料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定

することができるものとする。

イ　供給者は、契約期間内において、その月の平均力率により料金の割引及び割増を行うことができるものとする。

ウ　供給者は、契約期間において、原油価格の変動により発電費用が変更となった場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ　電気料金の一部に再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれるものとする。

オ　その他電気料金の算定に必要な項目については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

（９）平均力率

ア　平均力率の算定は、その月の午前８時から午後１０時までの時間における平均の力率とする。単位は、％とし、小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、１００％とする。）

イ　平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率＝有効電力量／$\sqrt{\ }$（(有効電力量)^2 ＋(無効電力量)^2）×１００

ウ　契約期間における当該施設の予定平均力率は、別紙１および別紙３～８のとおりとする。

（１０）契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規程によるものとする。

（１１）支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、財団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

（１２）その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

３　一般事項

（１）注意事項

ア　供給者は、仕様書に明記のない場合又は疑義を生じた場合においては、監督員と協議する。

イ　供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ　供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、

その承諾を得る。

エ　供給者は、別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る

オ　供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材・塵・配線屑等が発生した場合は、その全てを構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

（２）報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度。監督員に報告する。また。当該契約にかかる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は、監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

（３）検査

ア　供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ　前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。

（４）資料の提供

ア　供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については、監督員の指示による。

イ　供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次ごとの契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面等で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については、監督員の指示による。

４　その他

（１）契約電力の変更

契約期間における使用電力量の変動に伴う契約電力の変更は、その値。契約条件を含む監督員、電気主任技術者及び供給者による協議で決定するものとする。

（２）設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の４者によることとし、その決定については４者の合意によるものとする。

（３）負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として供給者の電気供給約款等に準ずるものとする。

また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉

器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて財団の負担とする。

（４）取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針の係るすべての設備を含む）の設置、取り替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は、財団の責に帰すべき事由による場合を除き原則として託送者が行う者とし、その機器類についての保安上の責任は、すべて託送者とする。ただし、設置場所は、需要施設の施設内を無償で貸与する。

また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて託送者の負担とする。

（５）送電の停止

託送者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。

（６）緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ。現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置するものとする。

また、災害等による送電停止には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力するものとする。

（７）協議窓口

当該契約期間中における財団と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。

５　特記事項等

（１）最大電力及び使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、最大電力及び使用電力量が大幅に増減する予定はない。

（２）計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、大規模な災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合は、この限りではない。

（３）施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年１回（１日間)、場内全体停電

を行う予定である。（託送者区分開閉器の開閉を伴う作業）ただし、重大な故障が発生した場合等、緊急に修理が必要なときには、臨時に場内全体もしくは部分停電を行う場合がある。

対象建物	需要場所	業種および用途	発電設備		契約電力 常時電力(kW) (年間最大値)	予定使用電力量 (kWh)	需給地点	電気工作物の 財産分界点
			非常用 発電設備	常用発電設備				
京都市東部文化会館	山科区椥辻西浦町１番地の８	貸館（ホール・会議室等）	別紙2のとおり	なし	245	307,087	構内第一柱上	需給地点に同じ
京都市呉竹文化センター	伏見区京町南７丁目３５番地の１	貸館（ホール・会議室等）	別紙2のとおり	なし	231	383,453	電力開閉器負荷側	需給地点に同じ
京都市西文化会館ウエスティ	西京区上桂森下町３１番地の１	貸館（ホール・会議室等）	別紙2のとおり	なし	312	368,921	構内第一柱上	需給地点に同じ
京都市北文化会館	北区小山北上総町４９番地の２	貸館（ホール・会議室等）	別紙2のとおり	なし	191	454,304	構内第一柱上	需給地点に同じ
京都市右京ふれあい文化会館	右京区太秦安井西裏町１１番地の６	貸館（ホール・会議室等）	別紙2のとおり	太陽光 9Kw	307	312,955	構内第一柱上	需給地点に同じ
京都市交響楽団練習場	北区出雲路立テ本町８６番１	練習場	なし	なし	84	125,684	電柱テラマチ３５５	構内第一柱上AS（PAS） 電源側接続点

別紙１

別紙２

発　電　設　備

（系統連系無し）

発電設備は以下のとおり。

対象建物	メーカー名	型式	製造番号	電圧(V)	発電方式	用途	定格出力(kW)	設置年
京都市東部文化会館	ヤンマー	GHAL	13558	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	非常用	80	1986
京都市呉竹文化センター	ヤンマー	GF-34	KAG0003	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	非常用	16	1990
京都市西文化会館ウエスティ	ヤンマー	GF-34	MIG0446	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	非常用	22	1992
京都市北文化会館	ヤンマー	YAP-100E	YF2346E-1	210	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	非常用	64	1993
京都市右京ふれあい文化会館	三菱電機	E-AF	101257LD	210	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	非常用	64	2000
京都市交響楽団練習場								

各月の使用予定量 会場名：京都市東部文化会館　　（単位：kW）

	常時契約電力	最大需要電力	30分最大需要電力	力率（%）	平日			土曜日			休日		
					重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	合計
令和8年　4月	245	194	97	100%		5,768	1,268		1,527	254	2,349	384	11,550
令和8年　5月	245	135	68	100%		3,964	1,070		3,380	254	4,344	633	13,645
令和8年　6月	245	189	94	100%		9,863	1,396		5,304	251	2,943	256	20,013
令和8年　7月	245	220	110	100%	12,321	7,818	1,379	4,494	3,104	254	6,468	321	36,159
令和8年　8月	245	245	123	100%	11,144	6,331	1,262	4,125	2,611	311	8,451	377	34,612
令和8年　9月	245	226	113	100%	10,788	7,308	1,203	3,623	1,649	250	6,168	442	31,431
令和8年10月	245	185	93	100%		9,997	1,419		3,591	265	3,907	327	19,506
令和8年11月	245	205	102	100%		10,462	1,134		6,380	320	7,286	455	26,037
令和8年12月	245	201	101	100%		17,147	1,356		5,536	261	3,597	379	28,276
令和9年　1月	245	214	107	100%		14,402	1,189		5,200	257	5,695	497	27,240
令和9年　2月	245	214	107	100%		13,930	1,162		5,908	279	6,169	401	27,849
令和9年　3月	245	219	109	100%		17,315	1,344		4,712	255	6,751	392	30,769
予定量合計					34,253	124,305	15,182	12,242	48,902	3,211	64,128	4,864	307,087

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

別紙3

各月の使用予定量 会場名：京都市呉竹文化センター　　（単位：kW）

	常時契約電力	最大需要電力	30分最大需要電力	力率（%）	平日			土曜日			休日		
					重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	合計
令和8年　4月	231	125	62	100%		7,660	1,436		2,201	307	3,487	447	15,538
令和8年　5月	231	206	103	100%		12,961	1,184		4,583	293	8,450	718	28,189
令和8年　6月	231	231	116	100%		20,375	1,582		6,358	311	6,583	311	35,520
令和8年　7月	231	189	95	100%	15,968	11,198	1,658	4,048	2,275	333	8,571	391	44,442
令和8年　8月	231	204	102	100%	13,049	8,178	1,685	4,062	3,090	393	10,241	465	41,163
令和8年　9月	231	225	112	100%	12,647	9,667	1,359	4,280	2,196	293	8,015	506	38,963
令和8年10月	231	176	88	100%		15,935	1,627		4,884	295	6,206	377	29,324
令和8年11月	231	219	109	100%		11,269	1,346		4,765	387	7,102	533	25,402
令和8年12月	231	168	84	100%		19,781	1,540		5,978	316	5,884	413	33,912
令和9年　1月	231	173	87	100%		17,074	1,368		5,170	315	5,890	540	30,357
令和9年　2月	231	209	104	100%		15,760	1,320		5,244	321	7,353	471	30,469
令和9年　3月	231	190	95	100%		16,485	1,567		4,764	328	6,575	455	30,174
予定量合計					41,664	166,343	17,672	12,390	51,508	3,892	84,357	5,627	383,453

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

別紙4

各月の使用予定量 会場名：京都市西文化会館ウエスティ　　（単位：kW）

	常時契約電力	最大需要電力	30分最大需要電力	力率（%）	平日			土曜日			休日		
					重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	合計
令和8年　4月	312	154	77	100%		8,195	1,207		2,841	244	3,315	372	16,174
令和8年　5月	312	199	100	100%		9,575	1,020		2,903	244	6,766	595	21,103
令和8年　6月	312	260	130	100%		16,768	1,455		6,031	263	7,219	255	31,991
令和8年　7月	312	253	126	100%	13,714	10,414	1,493	3,937	2,495	285	10,218	352	42,908
令和8年　8月	312	312	156	100%	13,682	10,020	1,351	5,508	3,532	357	11,739	409	46,598
令和8年　9月	312	292	146	100%	13,183	10,101	1,199	5,074	3,339	255	6,653	430	40,234
令和8年10月	312	240	120	100%		19,063	1,630		6,420	319	8,164	406	36,002
令和8年11月	312	184	92	100%		11,362	1,076		6,058	309	7,950	431	27,186
令和8年12月	312	184	92	100%		15,336	1,249		5,472	250	3,717	348	26,372
令和9年　1月	312	200	100	100%		13,922	1,134		4,502	252	5,753	472	26,035
令和9年　2月	312	192	96	100%		13,922	1,098		5,422	250	6,990	381	28,063
令和9年　3月	312	180	90	100%		13,218	1,278		4,685	256	6,443	375	26,255
予定量合計					40,579	151,896	15,190	14,519	53,700	3,284	84,927	4,826	368,921

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

別紙5

各月の使用予定量 会場名：京都市北文化会館　　（単位：kW）

	常時契約電力	最大需要電力	30分最大需要電力	力率（%）	平日			土曜日			休日		
					重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	合計
令和8年　4月	191	156	78	100%		12,375	1,950		4,452	407	7,344	599	27,127
令和8年　5月	191	169	84	100%		18,466	1,761		5,807	439	10,560	1,052	38,085
令和8年　6月	191	190	95	100%		24,214	2,410		6,401	468	5,834	475	39,802
令和8年　7月	191	183	92	100%	16,322	11,961	3,068	3,743	2,603	632	7,731	713	46,773
令和8年　8月	191	191	96	100%	14,171	11,260	3,228	5,035	3,579	850	10,073	982	49,178
令和8年　9月	191	176	87	100%	12,847	9,649	2,674	3,765	2,115	626	9,199	997	41,872
令和8年10月	191	169	85	100%		25,636	2,330		5,702	458	7,141	542	41,809
令和8年11月	191	178	90	100%		16,299	1,817		6,407	522	8,900	787	34,732
令和8年12月	191	180	90	100%		20,864	2,115		5,744	406	3,779	594	33,502
令和9年　1月	191	159	80	100%		18,467	2,079		5,033	424	6,120	843	32,966
令和9年　2月	191	177	88	100%		18,472	2,004		5,034	469	7,892	663	34,534
令和9年　3月	191	157	79	100%		18,830	2,085		4,934	440	7,012	623	33,924
予定量合計					43,340	206,493	27,521	12,543	57,811	6,141	91,585	8,870	454,304

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

別紙6

各月の使用予定量 会場名：京都市右京ふれあい文化会館　　（単位：kW）

	常時契約電力	最大需要電力	30分最大需要電力	力率（%）	平日			土曜日			休日		
					重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	合計
令和8年　4月	307	218	109	100%		6,455	1,386		3,235	283	4,630	419	16,408
令和8年　5月	307	165	83	100%		6,084	1,232		2,402	271	5,362	694	16,045
令和8年　6月	307	185	92	100%		10,032	1,652		5,147	342	5,676	310	23,159
令和8年　7月	307	198	99	100%	12,002	6,649	2,392	2,852	2,188	461	7,345	663	34,552
令和8年　8月	307	307	153	100%	9,177	7,157	2,387	4,815	3,258	614	7,662	746	35,816
令和8年　9月	307	281	141	100%	7,029	6,543	1,598	3,311	2,491	376	6,501	590	28,439
令和8年10月	307	234	117	100%		10,292	1,738		4,483	318	7,871	405	25,107
令和8年11月	307	206	103	100%		11,455	1,670		5,967	373	9,066	576	29,107
令和8年12月	307	189	94	100%		13,579	1,608		5,303	313	5,042	480	26,325
令和9年　1月	307	170	85	100%		8,724	1,567		5,326	309	5,636	621	22,183
令和9年　2月	307	263	132	100%		10,331	1,414		6,264	303	7,749	461	26,522
令和9年　3月	307	253	126	100%		13,659	1,604		4,450	313	8,811	455	29,292
予定量合計					28,208	110,960	20,248	10,978	50,514	4,276	81,351	6,420	312,955

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

別紙7

各月の使用予定量 会場名：京都市交響楽団練習場　　（単位：kW）

	常時契約電力	最大需要電力	30分最大需要電力	力率（%）	平日			土曜日			休日		
					重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	合計
令和8年　4月	84	72	36	100%		3,999	479		691	96	580	153	5,998
令和8年　5月	84	75	38	100%		5,282	411		914	104	2,250	215	9,176
令和8年　6月	84	79	40	100%		7,704	566		1,446	98	1,786	101	11,701
令和8年　7月	84	83	42	100%	6,192	2,508	551	984	717	130	2,393	168	13,643
令和8年　8月	84	84	42	100%	7,076	3,893	940	1,762	1,022	175	1,532	175	16,575
令和8年　9月	84	73	37	100%	4,753	2,268	528	1,035	556	136	3,878	268	13,422
令和8年10月	84	80	40	100%		9,265	859		795	92	925	118	12,054
令和8年11月	84	66	33	100%		2,681	487		1,078	127	1,434	198	6,005
令和8年12月	84	64	32	100%		6,226	582		1,206	119	1,392	167	9,692
令和9年　1月	84	69	35	100%		6,913	685		1,681	110	1,593	264	11,246
令和9年　2月	84	72	36	100%		5,136	481		923	110	2,117	253	9,020
令和9年　3月	84	65	33	100%		5,063	545		777	98	521	148	7,152
予定量合計					18,021	60,938	7,114	3,781	11,806	1,395	20,401	2,228	125,684

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

別紙8